本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は、被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護人若山資雄提出の控訴趣意書に記載するとおりであるか ここに、これを引用する。

控訴趣意第一点、事実誤認の主張について、 所論は、原判示第一事実について、原判示被告人とAとの協議離婚届を作成提出 するについては、同女において事前に同意し、その了解のもとになされたものであ る。従つて、原判示第一の各事実は、いずれも罪とならないものである、というの

然し、本件記録について、原裁判所の取り調べた証拠を検討してみるのに、原判 決がその挙示引用の証拠により原判示第一の各犯罪事実を認定したことは、充分首 肯できるのである。被告人は、原審公判廷において、昭和三五年五月一五日施行された肩書a町長選挙に立候補するため、当時同町大字b宇cd番地に居住し、被告人と同棲していた妾Bとの関係を正式な婚姻関係に装う必要があつたので、その目 的のためAと一時虚偽の協議離婚届を作成し戸籍吏に届出で、同時にBとのこれ又 虚偽の婚姻届を作成し、同女との妾関係を合法化し、該選挙終了後は再び真実の身 分関係に戸籍を復原することを企て、Aにこの計画を打ちあけ、原判示の同女との 離婚届を作成提出することについて、豫め同女の承諾を取りつけたものである、と 主張し、Bもこれに副う供述をしているが(同人の検察官に対する供述調書原審第 四回公判調書中同人の証人としての供述記載)同人らの右供述は、原審第二回公判 調書中の証人Aの供述記載、Cの検察官に対する供述調書によれば、とうてい措信 できないものである。

すなわち、被告人は、昭和一八年ころBと識り合い同女との間に一子を儲けた が、その後一旦同女との関係を絶ち、やがて昭和二六年五月二六日にはAと婚姻し、同女と夫婦関係を営んでいたが、昭和二九年一二月ころ再びBとの関係のより を戻し、同女をして被告人の先妻の実家D家に養女として入籍させ、そのころから 前記a町大字b字cに同女を居住させ、被告人も又Aの許を去り、B方で同女と同棲し、その間に長男Eまで出生し、Aとの間は、冷いものとなり、殆んど名目だけの婚姻関係を持続していたに過ぎず、このため被告人とAとの間には絶えず問着を 生じ、一方Aも屡々Bの許に押しかけ、被告人をめぐつて口論がくり返されてい九 こと(以上、Bの検察官に対する供述調書、被告人の同上供述調書、原審第三回公 判調書中証人Aの供述記載)、そして、被告人は昭和三四年四月一五日Aの不知の 間に、当時被告人が勤務中であつたF保健所の情を知らない女子職員を使用して、 原判示の被告人とAの協議離婚届の届出欄に同女の署名を記載させ、その名下に有 合印を押捺して、同女どの間に其実協議離婚が成立したかのように原判示の協議離婚届を作成し、これを同月一七日所轄G町役場に提出したこと、一方Aとしては、 当時の被告人及びBの言動からして、同女の知らない間に籍を抜かれる事態の発生 することを虞れ、G町役場の戸籍係にそのころ戸籍はどうなつているかを問い糺 既に協議上の離婚が成立し除籍されている旨を聞かされ、同女としては、 を全然関知しないものである、と同戸籍係に抗議し、更に名古屋家庭裁判所に調停を、同地方裁判所に離婚無効の訴訟を提起し、前示協議離婚の無効の所以を争い (該民事裁判の結果は、向三五年八月一日、Aの主張が容認され、離婚無効の判決 がされ、この裁判は確定した。なお、被告人はこの判決に対し控訴申立後取下げに より確定したものである。)同女としては、右離婚届提出の当時は勿論、現在に至 るまで被告人の離婚申出に応ずる意思のないことを認定できるのである。 (以上、 被告人の検祭官に対する供述調書、原審及び当番における証人Aの供述― 審の分は前記原審第三回公判調書記載のもの一、Cの検察官に対する供述調書)もつとも、論旨引用のA作成のメモ、(記録六六丁)書簡(同六七丁)及び原審及び 当審における証人Hの供述(原審の分は原審第三回公判調書記載のもの)によれ ば、Aにおいても被告人と協議離婚することに同意を与えたものではないかと推測 される節もあるけれども、右メモ及び書簡は、昭和三四年八月ころ、すなわち、原 判示協議離婚届が提出され、同女が名古屋家庭裁判所に調停の申立をして、被告人 との間にその離婚届の無効なことについて紛争を生じた後に作成されたものである ことが明らかであるから、これらの書類は、そのころa町長選挙に立候補の意思を 固めた被告人が、その選挙を口実にして、該選挙を有利に導くため、戸籍の操作を したもので、選挙終了後は、Aの籍を旧に復する旨同女に説き、同女を宥和させる

同第二点 法令違反の主張について、

所論は結局、重婚罪の成立するためには前婚と後婚とが戸籍上同時に登載されていることを要件とするもので、本件の如く前婚が何等かの理由により解消した後、後婚の届出、戸籍の登載がなされても重婚罪は成立しない。次に、もし前婚の解消が法律上無効なるが故に、後婚が重婚罪になるというのであれは、本件において、後婚も又控訴趣意第一点において述べたように被告人とBとの間には真実婚姻する意思がなかつたものであるから、これ又無効であつて、後婚は不成立、従つて、重婚罪の成立するいわればない、というのである。

(要旨)なるほど、重婚罪の成立要件として、前婚と後婚の双方が戸籍上有効に登載されていることを必要とし、従く/要旨)つて、同罪の成立するのは、戸籍吏において誤つて後婚の届出を受理した場合に限ると解する見解もあるが(但し、そのような事態は、現実の問題として殆んど想定できないところであり、もし犯人において重婚の試みをしたとしても、一般にそれは未遂に終るべく、重婚罪について未遂の処罰規定を欠くわが刑法では、同罪の処罰規定の働らく余地はとうてい考えられない。当裁判所としては、この見解に従うわけにはいかない。同時に又一派の学説の如く、婚姻関係にある者が重ねて事実上の婚姻関係(いわゆる内縁関係)を結べば重婚罪が成立するという見解にも左袒することを得ない。

よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 影山正雄 判事 谷口正孝 判事 中谷直久)